

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月12日
【会社名】	日本アジアグループ株式会社
【英訳名】	Japan Asia Group Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山下 哲 生
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 西 田 信 一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長山下哲生及び当社最高財務責任者西田信一は、当社の第34期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。